



第 1 章 総 則

(名称および法人格)

第1条 本クラブは、特定非営利活動促進法に基づき設立された特定非営利活動法人であり、その名称を特定非営利活動法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どりーむらいふ」(以下「クラブ」という)とし、略称を「NPO 法人どりーむらいふ」とする。

(目的)

第2条 クラブは川口戸塚地区におけるスポーツの振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした生涯スポーツ(障害者を含む)文化的活動を視野に入れ、地域住民の自律的な社会参加を促進し、青少年の健全育成と豊かなスポーツライフを実現し、公益の増進に寄与することを目的とする。また、クラブは非営利団体として活動する。

(事業)

第3条 クラブは前条の目的のために、次の事業を行う。

- ① スポーツスクール・スポーツサークル等
- ② 各種研修会の開催
- ③ 他の機関・団体などが開催する競技会やイベントへの参加
- ④ 各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催
- ⑤ 文化的活動の開催
- ⑥ その他クラブの目的達成のために必要な事

第 2 章 会 員

(クラブの構成)

第4条 クラブは、次の者をもって構成する。

- ① 正会員
- ② 登録指導者 (外部・臨時・ボランティアを含む)
- ③ 一般会員 (ジュニア会員)
- ④ 賛助会員 (個人または団体・企業)
- ⑤ その他理事会において認めた者

(会員の種別と議決権)

第5条 クラブの会員は、以下の通りとし、正会員のみが総会における議決権を有する。

- ① 正会員 クラブの趣旨に賛同し入会した成人。議決権を有する。
- ② 一般会員 このクラブが主催する活動に参加する者およびその保護者。議決権を有しない。
- ③ 賛助会員 クラブの活動を支援するために賛助金を提供する個人または法人。議決権を有しない。

(入会)

第6条 本クラブに入会を希望する者は、次の要件を備えていなければならない。

- ① 原則として戸塚地区に在住し、または在勤し、クラブの目的に賛同する者とする
- ② ただし、本規約をはじめ、本会の定める諸規定を遵守する者はこの限りではない

(入会及び退会手続き・休会)

第7条 クラブの入会及び退会に関する手続きは、別に定める。入会后、入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届けなければならない。

- 2 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- 3 正当な理由なく所定の会費を3か月以上滞納し、かつクラブからの通知にも応じない場合は、クラブは当該会員を退会扱いとすることができる。
- 4 休会に関しては、原則として認めないが、やむを得ないと執行部が判断した場合に限り、これを認めることができる。

(除名)

第8条 会員は、次のいずれかに該当する場合、理事会は出席理事の過半数の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、除名の議決に先立ち、事前に通知を行い意見陳述（弁明）の機会を与えなければならない。

- ① 法令、定款の他、この法人の規則に違反したとき
- ② クラブの名譽を毀損し、目的に反する行為、または秩序を乱す行為をしたとき

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を月の会費として納入するものとする。特別な部門については、専門性や社会通念上で会費が特別になることがある。

(会費の不返還)

第10条 一度納入された会費は、原則として返還しない。

第3章 組 織

(役員)

第11条 クラブに次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| ① 理 事 長 | 1 名 |
| ② 副 理 事 長 | 若干名 |
| ③ 理 事 | 15名程度 |
| ④ 運営委員長 | 1 名 |
| ⑤ 運 営 委 員 | 15名程度 |
| ⑥ 監 事 | 2 名 |
| ⑦ 顧 問 | 若干名 |
| ⑧ クラブマネジャー | 若干名 |
| ⑨ クラブアドバイザー | 随 時 |

(選任・任期)

第12条 クラブの理事長・副理事長は、理事会の推薦を得た後、総会の承認を必要とする。

2 理事及び監事、運営委員は、次の中から理事会において選任し、総会の承認を得る。

- ① 会 員
- ② 登録指導者
- ③ その他理事会において認めた者

3 運営委員長は運営委員の中から理事会において選任し、総会の承認を得る。

4 顧問は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

5 クラブマネジャーは、次の中から理事会において選任し、理事長が委嘱する。

- ① クラブマネジャー資格を有する者
- ② クラブマネジャー資格を有する者と同等の知識、経験を有する者
- ③ その他理事会において認めた者
- ④ クラブアドバイザーは理事長が委嘱する

6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 補欠によって、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者または任期の残存期間とする。

8 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の任務)

第13条 役員の任務は次の通りとする。

- ① 理事長は、クラブを代表しクラブを総括する
- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する
- ③ 理事は、クラブの規約に基づき、クラブを発展させることを職務とする
- ④ 運営委員長は、事業・イベントを統括し、円滑に運営させることを職務とする
- ⑤ 運営委員は、各事業やイベントにおいて円滑に運営させることを職務とする
- ⑥ 監事は、クラブの財務を監査する。他の役員を兼務できない
- ⑦ クラブマネジャーは、すべてのクラブ経営管理に携わり、全体を把握する
- ⑧ クラブアドバイザーは、クラブ全体の運営・管理に指導・助言をする

(会議)

第14条 クラブに次の会議を置く。

- ① 総会及び臨時総会（理事長の判断により必要に応じて招集する）
- ② 理 事 会（クラブマネジャー含む）
- ③ 運営委員会（クラブマネジャー・運営委員・各部門より選出された代表を含む）

(総会)

- 第15条 総会は、正会員・登録指導者をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。
- 2 総会は、理事長が招集する。
 - 3 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 - ① 規約の制定と改廃
 - ② 事業報告と事業計画（案）の承認
 - ③ 収支決算報告と予算（案）の承認
 - ④ 役員の選任及び解任
 - ⑤ その他、クラブの運営に重要な事項
 - 5 総会の定足数は、委任状を含め議決権を有する会員の2分の1とする。
 - 6 理事長は、総会を開く旨を総会開催の遅くとも2週間前には会員に知らせるものとする。

(議決権)

- 第16条 総会における議決の行使ができる者は、正会員と登録指導者とする。

(理事会)

- 第17条 理事会は、理事長、副理事長、理事、運営委員、事務局をもって構成する。

(理事会の職務)

- 第18条 理事会は、理事長が招集し、事業の計画と運営に関する事項を協議し決定する。
- 2 理事会は、クラブに必要な細則等の制定と改廃ができる。
 - 3 理事会の定足数は、構成員の過半数とする。
 - 4 理事会での議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長（副理事長）の決するところによる。

(専門部会)

- 第19条 クラブには、次の運営委員会を置く。決定事項については理事会において報告する。
- ① 運営委員会（クラブマネージャーが招集し、各事業の計画、立案を決議する）
 - ② 事業部会（クラブマネージャーが招集し、イベントや事業の決議をする）
 - 2 各部門に代表を1名選出し、運営委員会に出席する部門代表とする。
 - 3 各部門は、事業を計画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。
 - 4 各部門には、必要に応じてオブザーバーを招聘できる。

第4章 会計

(会計)

- 第20条 クラブの資金は、以下のものとする。
- ① 会費
 - ② 事業等による収入
 - ③ 国、県、市等からの補助金及び助成金
 - ④ 寄附金、補助金
 - ⑤ その他の収入

(資産の管理)

- 第21条 クラブの資産は、理事長が管理する。

(予算と決算)

- 第22条 クラブの予算と決算は、総会の承認を必要とする。

(会計年度)

- 第23条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第5章 事故の責任

(事故の責任)

- 第24条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの規定、施設の管理責任者、指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
- 2 これに反して傷害、盗難等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者に対し、特別な事由でない限り一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

- 第25条 会員は、クラブの活動に参加するにあたり、クラブが指定するスポーツ安全保障に自己の負担において加入しなければならない。クラブは、その活動中に発生した事故や傷害について、当該保険の補償範囲内でのみ責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第26条 クラブは、会員から取得した個人情報について、適切な管理のもと、活動目的以外には使用せず、本人の同意なく第三者に提供しない。

(暴力団等の排除)

第27条 本クラブは、暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との関係を一切有しないものとし、これに該当する者の入会は認めず、既に入会している場合は除名対象とする。

(オンライン会議の実施)

第28条 総会および理事会等の会議は、対面のほか、Web 会議システム等の電磁的方法による出席・表決も可能とする。

(解散と残余財産の帰属)

第29条 本クラブが解散する場合の残余財産は、総会の議決を経て、特定非営利活動促進法に定める帰属先とされる特定非営利活動法人、またはその他の非営利法人等に帰属させるものとする。

第 6 章 細 則

(細則)

第30条 本規定に定めのない事項及び運営上必要な事項は、その都度理事会の議決により定める。

付則

1. 本規約は、平成19年10月6日より施行する。
2. 平成21年6月13日 規約一部改正及び削除
3. 平成22年6月5日 規約一部改正及び削除
4. 平成23年6月12日 規約一部改正及び削除
5. 平成24年6月10日 規約一部改正及び削除
6. 平成24年6月10日 規約一部改正及び削除
7. 平成26年6月10日 規約一部改正及び削除
8. 平成28年6月12日 規約一部削除
9. 令和7年6月8日 規約一部改定

規 約 別 紙

NPO 法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どリーむらいふ」会費細則

会 員 種 別	入 会 金	会 費	備 考
正 会 員	0 円	月 2, 5 0 0 円	成人会員を原則とする
正会員 (55歳以上)	0 円	月 1, 5 0 0 円	満55歳になった翌月から
一 般 会 員	0 円	月 2, 0 0 0 円	ジュニア会員
特 別 部 門	0 円	月 1, 0 0 0 円	特別部門は別途指導料有
賛 助 会 員	0 円	年 1口 10, 0 0 0円	

付 則

この規定は平成24年6月10日から施行する。

この規定は平成28年6月12日から施行する。

この規定は令和 6年4月 1日から施行する。

NPO 法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どリーむらいふ」細則

- 第1条 この規定は川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どリーむらいふ」規約第6章にもとづき、会員に関する弔やその他事故・災害にさいし、「どリーむらいふ」の趣旨に則り弔意等を表すために定める。
- 第2条 次に掲げる場合に行う。
1. 弔の部 会員本人 5,000円
 2. その他 不慮の災害・特別の事情の時は執行部の判断で執行することができる。
- 第3条 弔金やその他に対する見舞金の返礼としての金品は一切受け取らない。
- 第4条 この規定にもとづく費用は「どリーむらいふ」管理費・事務局費より支出する。
- 第5条 この規定の改廃は「どリーむらいふ」理事会にて行う。

付 則

この規定は平成19年10月6日から施行する。

NPO 法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どリーむらいふ」顕彰規定

- 第1条 この規定は、川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どリーむらいふ」の顕彰について定める。
- 第2条 本クラブに特に功労のあった者、または本クラブとして表彰、感謝をする必要のある者については、理事会の承認を得て、表彰状あるいは感謝状、記念品を贈り顕彰することができる。
- 第3条 この規定にもとづく費用は「どリーむらいふ」管理費・事務局費より支出する。
- 第4条 この規定の改廃は「どリーむらいふ」理事会にて行う。

付 則

この規定は平成19年10月6日から施行する。